

平成29年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	299,952戸
(2) 年間総配水量	79,303,126 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
(3) 一日平均配水量	217,269 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	4,919,575千円
水の相互運用事業(送水管整備)、向敷地配水場更新工事、 蒲原第1浄水場改修工事及び管網整備等	
送配水管布設	7,610m
導送配水管布設替	5,829m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	10,698,000千円
第1項	営業収益	10,108,582千円
第2項	営業外収益	589,418千円
支		出
第1款	水道事業費用	9,268,000千円
第1項	営業費用	8,272,707千円
第2項	営業外費用	967,241千円
第3項	特別損失	27,052千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,466,000千円は、減債積立金1,459,730千円、建設改良積立金972,748千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額345,997千円、過年度分損益勘定留保資金1,687,525千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,979,000千円
第1項 企 業 債	2,689,000千円
第2項 国庫(県)支出金	70,078千円
第3項 他会計支出金	108,824千円
第4項 負 担 金	111,098千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	7,445,000千円
第1項 建 設 改 良 費	5,031,776千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,212,224千円
第3項 投 資	200,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,325千円及び11,670千円である。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	駿河地区中央遠方監視設備 改良工事施工監理業務委託	10,000	29年度	5,000
				30年度	5,000
		向敷地配水場更新工事	457,000	29年度	310,000
				30年度	147,000

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	清水谷津浄水場 自家発電棟建築工事	161,000	29年度	51,000
				30年度	110,000
		伊佐布系施設電気計装設備 更新工事	258,000	29年度	52,000
				30年度	206,000
		清水谷津浄水場 集中監視制御設備増設等工事	219,000	29年度	44,000
				30年度	175,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項	期間	限度額 千円
静岡市水道施設中長期更新計画修正業務	平成30年度	23,000
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第1期分)	平成30年度～34年度	35,000
水道マッピングシステム・給水台帳ファイリングシステム機器設置費	平成30年度～34年度	38,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	2,689,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成29年度 ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の  
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費  
の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの  
経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,490,208千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 藁科地区水道整備事業費等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金  
額は、79,714千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、32,500千円と定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田辺信宏